

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正)

第一条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

資産の流動化に関する法律

目次を次のように改める。

## 目次

第一編 総則(第一条・第二条)

第二編 特定目的会社制度

第一章 届出(第三条・第十三条)

第二章 特定目的会社

第一節 総則(第十四条・第十七条)

第二節 設立（第十八条・第二十五条）

第三節 社員の権利義務等（第二十六条・第四十九条）

第四節 特定目的会社の機関

第一款 社員総会（第五十条・第六十三条）

第二款 取締役（第六十四条・第七十八条）

第三款 監査役（第七十九条・第八十四条）

第五節 計算及び会計監査人（第八十五条・第一百七条）

第六節 特定社債

第一款 通則（第一百八条・第一百三条）

第二款 転換特定社債（第一百三条の二・第一百三条の三）

第三款 新優先出資引受権付特定社債（第一百三条の四・第一百三条の五）

第七節 定款の変更（第一百四条・第一百八条）

第八節 資産流動化計画の変更（第一百八条の二・第一百八条の七）

第九節 優先資本の減少（第一百八条の八・第一百八条の十）

第十節 資産流動化計画に基づく業務の終了に伴う仮清算（第一百九条・第二百十条）

第十一節 解散（第二百一条・第二百四条）

第十二節 清算

第一款 通則（第二百五条・第三十条）

第二款 特別清算（第三十一条）

第十三節 雑則（第三十二条・第四十一条）

第三章 業務（第四十二条・第五十三条）

第四章 監督（第五十四条・第六十条）

第三編 特定目的信託制度

第一章 総則（第六十一条・第六十三条）

第二章 届出（第六十四条・第六十七条）

第三章 特定目的信託

第一節 特定目的信託契約（第百六十八条・第百七十一条）

第二節 受益権の譲渡等（第百七十二条・第百七十八条）

第三節 受益証券の権利者の権利

第一款 権利者集会（第百七十九条・第百九十二条）

第二款 代表権利者等（第百九十三条・第百二十二条）

第四節 計算等（第百二十三条・第百七条）

第五節 信託契約の変更等（第百八条・第百十八条）

第六節 受託信託会社等の権利義務等（第百十九条・第百二十五条）

第七節 雑則（第百二十六条・第百二十七条）

第四編 雑則（第百二十八条・第百三十一条）

第五編 罰則（第百三十二条・第百五十四条）

附則

第一章から第七章までの章名を削る。

第一条中「特定目的会社が業として特定資産の流動化」を「特定目的会社又は特定目的信託を用いて資産の流動化」に、「特定資産の流動化に係る業務の適正な運営」を「これらを用いた資産の流動化が適正に行われること」に、「特定資産の流動化の」を「資産の流動化の」に改め、「これらの証券に対する」を削り、同条の前に次の編名を付する。

## 第一編 総則

第二条第一項中「次に掲げる」を「資産の流動化に係る業務として、特定目的会社が取得した資産又は受託信託会社等が取得した」に改め、同項各号を削り、同条第九項を削り、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「、「優先出資証券」」を「「優先出資証券」」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「優先出資以外の出資」を「特定目的会社を設立する発起人が当該特定目的会社の設立の際に払込みを行った出資（第百十六条の規定により新たに引き受けられた出資を含む。）」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「他の種類の出資」を「特定出資」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第三章第二節」を「次編第二章第二節」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「資産流動化計画」とは、特定目的会社による資産の流動化に関する基本的な事項を定めた計画をいう。

第二条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「資産の流動化」とは、一連の行為として、特定目的会社が資産対応証券の発行若しくは特定目的借入れにより得られる金銭をもって資産を取得し、又は信託会社若しくは信託業務を営む銀行その他の金融機関が資産の信託を受けて受益証券を発行し、これらの資産の管理及び処分により得られる金銭をもって、次の各号に掲げる資産対応証券、特定目的借入れ及び受益証券に係る債務又は出資について当該各号に定める行為を行うことをいう。

一 特定社債券、特定約束手形若しくは特定目的借入れ又は受益証券 その債務の履行

二 優先出資証券 利益の配当及び消却のための取得又は残余財産の分配

第二条に次の七項を加える。

11 この法律において「特定目的借入れ」とは、特定目的会社が第百五十条の六の規定により行う資金の借入れをいう。

12 この法律において「特定目的信託」とは、この法律の定めるところにより設定された信託であつて、資産の流動化を行うことを目的とし、かつ、信託契約の締結時点において委託者が有する信託の受益権を分割することにより複数の者に取得させることを目的とするものをいう。

13 この法律において「資産信託流動化計画」とは、特定目的信託による資産の流動化に関する基本的な事項を定めた計画をいう。

14 この法律において「受益証券」とは、特定目的信託に係る信託契約に基づく信託の受益権を表示する証券であつて、受託者がこの法律の定めるところにより発行するものをいう。

15 この法律において「受託信託会社等」とは、特定目的信託の受託者である信託会社又は信託業務を営む銀行その他の金融機関をいう。

16 この法律において「代表権利者」とは、第百九十三条第一項の規定により権利者集会により選任された者をいう。

17 この法律において「特定信託管理者」とは、第百九十九条第一項の規定により受託信託会社等により選任された者をいう。

第三条を次のように改める。

(届出)

第三条 特定目的会社は、資産の流動化に係る業務を行うときは、あらかじめ金融再生委員会に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出(以下「業務開始届出」という。)を行う特定目的会社は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融再生委員会に提出しなければならない。

一 商号

二 営業所の名称及び所在地

三 役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 第六条の規定に基づくすべての特定社員の承認があった年月日

五 その他総理府令で定める事項

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款



## 二 資産流動化計画

三 特定資産の譲受けに係る予約その他の総理府令で定める契約の契約書の副本又は謄本

四 特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるために設定する信託その他の契約に関する書類として総理府令で定める書類

五 第六条の承認があつたことを証する書面

六 その他総理府令で定める書類

第三条の前に次の編名及び章名を付する。

### 第二編 特定目的会社制度

#### 第一章 届出

第四条を次のように改める。

#### 第四条 削除

第五条第一項中「特定資産の流動化に係る業務に関する基本的な事項として」を削り、同項第一号中「当該」を削り、同項第二号中「資産対応証券」の下に「及び特定目的借入れ」を加え、同号イ中「総額」

を「総口数の最高限度」に改め、「を含む。」の下に「以下この号、」を加え、「及び第四十五条第四号」を「、第四十五条第四号及び第百十三条の二第二項」に、「発行に関する事項」を「発行」に改め、同号口中「発行に関する事項」を「発行」に改め、同号八中「発行に関する事項」を「発行」に改め、同号八を同号ホとし、同号口の次に次のように加える。

八 転換特定社債券においては、総額、転換の条件、転換によって発行すべき優先出資の内容、転換を請求することができる期間その他の発行及び償還に関する事項として総理府令で定める事項

二 新優先出資引受権付特定社債券においては、次に掲げる事項

- (1) 総額
- (2) 各新優先出資引受権付特定社債に付する新優先出資の引受権（以下この号において「引受権」という。）の内容
- (3) 引受権を行使することができる期間
- (4) 引受権のみを譲渡することができることとする場合は、その旨
- (5) 引受権を行使しようとする者の請求があるときは、新優先出資引受権付特定社債の償還に代え

てその発行価額をもって第百十三条の五において準用する商法第三百四十一条ノ十六第一項の払込みがあつたものとする旨

(6) 利益の配当については、第百十三条の五において準用する商法第三百四十一条ノ十六第一項の規定による払込みを行った時の属する営業年度又はその前営業年度終了の日において新優先出資の発行があつたものとみなす旨

(7) その他発行及び償還に関する事項として総理府令で定める事項

第五条第一項第二号に次のように加える。

へ 特定目的借入れにおいては、限度額その他の借入れ及び弁済に関する事項として総理府令で定める事項

第五条第一項第三号中「特定資産の取得」を「特定資産の内容、取得の時期及び譲渡人その他の特定資産」に改め、同項第四号中「管理及び処分に係る業務の受託者」を「管理及び処分の方法、管理及び処分に係る業務を行わせるために設定する信託の受託者」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 資金の借入れ（特定目的借入れを除く。）に関する事項として総理府令で定める事項

第六条から第九条までを次のように改める。

（資産流動化計画に係る特定社員の承認）

第六条 特定目的会社が業務開始届出を行うときは、資産流動化計画について、あらかじめすべての特定社員（特定出資に係る持分（以下「特定持分」という。）を有する者をいう。以下同じ。）の承認を受けなければならない。

（業務開始届出に係る特例）

第七条 特定目的会社が資産の流動化に係る業務のうち資産対応証券の発行に先立って特定資産の取得その他の総理府令で定めるものを行う場合であつて、業務開始届出を行うときは、第五条の規定にかかわらず、同条第一項第二号に掲げる事項のうちその記載の省略が投資者の保護に反しないものとして総理府令で定めるもの（次項において「特定事項」という。）の記載を省略することができる。この場合において、第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のうち総理府令で定めるものの添付を省略することができる。

2 前項の規定により特定事項の記載を省略して業務開始届出を行った特定目的会社が、資産流動化計画に基づき資産対応証券の発行を行うときは、あらかじめ、総理府令で定めるところにより、当該特定事項を記載した書類及び前項後段の規定により添付を省略した書類を金融再生委員会に提出しなければならない。

(特定目的会社名簿)

第八条 金融再生委員会は、特定目的会社名簿を備え、総理府令で定めるところにより、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

2 金融再生委員会は、特定目的会社名簿に第三条第二項第一号から第三号までに掲げる事項及び第一百五十七条又は第一百五十八条の規定による金融再生委員会の処分に関する事項その他総理府令で定める事項を記載しなければならない。

(届出事項の変更)

第九条 特定目的会社は、第三条第二項各号(第四号を除き、第十一条第五項において準用する場合を含む。)に掲げる事項又は資産流動化計画に変更があったときは、総理府令で定める期間内に、金融再生

委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出（以下この編において「変更届出」という。）を行う特定目的会社は、当該変更の内容及びその理由を記載した届出書を金融再生委員会に提出しなければならない。

3 変更届出が資産流動化計画の変更に係る場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後の資産流動化計画

二 資産流動化計画の変更がこの法律の規定に基づき行われたことを証する書類として総理府令で定める書類

4 金融再生委員会は、変更届出を受理したときは、次に掲げる事項を特定目的会社名簿に記載しなければならない。

一 変更届出のあった年月日

二 変更届出が第三条第二項各号（第四号を除く。）に掲げる事項の変更に係るときは、当該変更の内

容

三 変更届出が資産流動化計画の変更に係るときは、その変更があった旨及び変更年月日

第十条の見出しを「（資産流動化計画に係る業務の終了の届出）」に改め、同条第一項中「第三条の登録に係る資産流動化計画に従い発行した優先出資、特定社債及び特定約束手形に係る消却又は残余財産の分配及び」を「資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る」に改め、同条第二項中「特定目的会社登録簿に付記」を「特定目的会社名簿に登載」に改める。

第十一条を次のように改める。

（新たな資産流動化計画の届出）

第十一条 特定目的会社が新たな資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務を行うときは、あらかじめ、総理府令で定めるところにより金融再生委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出（以下この編において「新計画届出」という。）は、前条第一項の規定による届出をした特定目的会社でなければ行うことができない。

3 新計画届出を行う場合にあっては、特定目的会社は、第百十九条第一項の社員総会の承認があったことを証する書類を添付しなければならない。

4 金融再生委員会は、新計画届出を受理したときは、その届出のあった年月日を特定目的会社名簿に登載しなければならない。

5 第三条第二項及び第三項（第一号を除く。）、第六条並びに第七条の規定は、新計画届出について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十二条第二項を次のように改める。

2 金融再生委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定目的会社を特定目的会社名簿から抹消しなければならない。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十三条の次に次の章名を付する。

第二章 特定目的会社

「第一節 通則」を「第一節 総則」に改める。

第十八条第二項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九



号中「（第六号の規定による記載に係る資産流動化計画に基づく業務が終了した後他の資産流動化計画に基づく業務を行う場合にあつては、その旨の記載を含む。）」を削り、同号を同項第八号とし、同条第三項第五号中「出資」の下に「又は特定社債」を加える。

第十九条第一項中「特定目的会社の定款に記載された」を削り、同条第二項中「三百万円」を「十万円」に改める。

第二十二條第二項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」を「資産の流動化に関する法律」に改める。

第二十四條第二項第一号中「第四号、第五号、第七号及び第九号」を「第四号から第六号まで及び第八号」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第三項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」を「資産の流動化に関する法律」に改める。

第二十五条中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」を「資産の流動化に関する法律」に改める。

第二十六条中「（特定出資に係る持分（以下「特定持分」という。）を有する者をいう。以下同じ。）を削る。

第二十九条第四項及び第六項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」を「資産の流動化に関する法律」に改める。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（特定持分の信託）

第三十一条の二 特定持分は、第二十九条第二項の規定にかかわらず、社員総会の承認を受けずに信託会社又は信託業務を営む銀行その他の金融機関（以下「信託会社等」という。）に信託することができ  
る。

2 特定持分の信託（以下「特定持分信託」という。）に係る契約には、次に掲げる条件を付さなければ  
ならない。

一 信託の目的が、特定目的会社の資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務が円滑に行われる  
よう特定持分を管理することであること。

- 二 資産流動化計画の計画期間を信託期間とすること。
  - 三 信託財産の管理について受託者に対して指図を行うことができないこと。
  - 四 委託者又は受益者が、信託期間中に信託の解除を行わないこと。
  - 五 委託者又は受益者が、信託期間中に信託法（大正十一年法律第六十二号）第二十三条による場合を除き、信託財産の管理方法を変更しないこと。
  - 3 信託会社等は、信託業法（大正十一年法律第六十五号）第四条の規定にかかわらず、特定持分信託の引受けをすることができる。
  - 4 前二条の規定は、第一項の規定に基づき特定持分を信託する場合について準用する。この場合において、第三十条中「取得者の氏名又は名称及び住所並びに特定持分の移転の口数」とあるのは「受託者及び受益者の氏名又は名称及び住所その他の特定持分信託に係る総理府令で定める事項並びに特定持分信託の設定」と、前条中「特定持分」とあるのは「特定持分信託の受益権」と読み替えるものとする。
- 第三十二条の見出しを「（特定社員名簿の記載事項）」に改め、同条に次の一号を加える。
- 三 特定持分信託を設定した場合には、その旨並びに受託者及び受益者の氏名又は名称及び住所その他

の特定持分信託に係る総理府令で定める事項

第三十七条第一項中「定款に記載した」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 商法第二百二条第二項（発行価額）及び第二百八十条ノ三（発行条件の均等）の規定は、優先出資の発行価額について準用する。

第三十八条第二項第一号中「第三条の登録の年月日（第十一条第一項の変更登録を受けた場合には、当該変更登録の年月日）及び登録番号」を「業務開始届出の年月日（新計画届出を行った場合には、当該新計画届出の年月日）」に改め、同項第三号中「額面金額」を「発行価額」に改め、同項第五号中「定款に記載した」を削り、同項第六号中「定款に記載した」を削り、「第一百十条第二項第四号から第十号まで」を「第一百十条第二項第四号から第八号まで、第十号及び第十一号」に改め、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第八号中「不動産である」を「不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。）である」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「定款に記載した」を削り、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 資産流動化計画に特定目的借入れについての定めがあるときは、その限度額その他の総理府令で定める事項及びその借入状況

第三十八条第三項中「前項第九号」を「前項第十号」に改め、同条第四項中「定款に記載した」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（優先出資社員以外の者に対する有利な発行）

第三十八条の二 第五十条第二号に掲げる第二種特定目的会社が優先出資社員以外の者に対して特に有利な発行価額をもって優先出資を発行する場合には、資産流動化計画にこれに関する定めがあるときにおいても、その者に対して発行することができる優先出資の種類、数及び最低発行価額について、社員総会の決議によらなければならない。この場合において、取締役は、社員総会において優先出資社員以外の者に対して特に有利な発行価額をもって優先出資を発行することを必要とする理由を開示しなければならない。

2 前項の場合における議案の要領は、第五十三条第一項に規定する通知に記載しなければならない。

3 優先出資社員は、第一項の決議について議決権を有する。

4 第一項の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第三十九条第一項中「前条第二項第十号」を「第三十八条第二項第十一号」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「第三十八条第三項」に改め、同条第四項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」を「資産の流動化に関する法律」に改め、「取締役」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」との下に、「同法第百八十九条第一項中「発起人又八取締役ノ請求ニ依リ」とあるのは「取締役ノ請求ニ依リ」とを加える。

第四十条第一項第二号中「その種類ごとの発行済優先出資の口数」を「優先出資の総口数並びに当該優先出資の種類ごとの口数並びに利益の配当又は残余財産の分配についての優先的内容及び消却に関する規定」に改める。

第四十二条第二項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」を「資産の流動化に関する法律」に改める。

第四十三条第一項に次の二号を加える。

三 第四十八条の五において準用する商法第二百三十条ノ八ノ二第二項の規定により優先出資を買い受けるとき。

四 第一百八条の四の規定により優先出資を買い受けるとき。

第四十三条第二項中「同項第二号」を「同項第二号から第四号まで」に改める。

第四十五条中「優先出資者」を「優先出資社員」に改め、同条第一号中「並びに第三条の登録の年月日

（第十一条第一項の変更登録を受けた場合には、当該変更登録の年月日）及び登録番号」を「及び業務開始届出の年月日（新計画届出を行った場合には、当該新計画届出の年月日）」に改める。

第四十八条中「第一百九条第一項」を「次項、第一百八条の八及び第一百八条の九の規定による場合又は第一百九条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところにより、優先出資社員に配当すべき利益をもって優先出資を買い受けて消却することができる。

第四十八条の次に次の四条を加える。

（優先出資の消却に係る商法の準用）

第四十八条の二 商法第二百十五条第一項及び第二項（株式併合の手続）の規定は優先出資の消却について、同法第三百七十七条第二項（株式併合の効力の発生）の規定は第百十九条の規定による手続を経て行う場合以外の優先出資の消却について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百十五条第一項中「提出すべき旨並二前条第二項ノ規定ニ依ル定アルトキ八其ノ内容」とあるのは「提出すべき旨」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（単位未満優先出資原簿への記載）

第四十八条の三 優先出資の発行又は併合により一口の百分の一の整数倍に当たる端数を生じたときは、特定目的会社は、一定の期日を定め、当該期日までに記載を欲しない旨の申出があったものを除き、その端数を単位未満優先出資として、当該単位未満優先出資に係る次に掲げる事項を単位未満優先出資原簿に記載しなければならない。

一 単位未満優先出資社員（単位未満優先出資に係る持分を有する者をいう。以下同じ。）の氏名及び

住所

二 各単位未満優先出資社員の有する単位未満優先出資の種類及び優先出資一口に対する割合



三 各単位未満優先出資の取得の年月日

(単位未満優先出資社員の権利)

第四十八条の四 単位未満優先出資社員は、次に掲げる権利を行使することができる。

- 一 優先出資の消却又は併合により金銭を受ける権利
- 二 残余財産の分配を受ける権利

2 特定目的会社は、資産流動化計画の定めをもって、単位未満優先出資社員に対し、利益の配当又は第一百二条第一項の金銭の分配を行う旨を定めることができる。

3 単位未満優先出資社員は、前二項の規定その他この法律に別段の定めがあるものを除き、優先出資社員としての権利を行使することができない。

(単位未満優先出資に係る商法の準用)

第四十八条の五 商法第二百六条第二項前段(名義書換代理人)の規定は単位未満優先出資原簿について、同法第二百二十四条第一項及び第二項(株主名簿の効力)の規定は単位未満優先出資原簿に記載のある単位未満優先出資社員に対する通知又は催告について、同法第二百三十条ノ三(端株券)の規定は単

位未満優先出資証券について、同法第二百三十条ノ七及び第二百三十条ノ八（権利を行使することができる端株主の決定、端株主が株主となる時期）の規定は単位未満優先出資社員について、同法第二百三十条ノ八ノ二及び第二百三十条ノ九前段（端株券の不発行・端株の買取請求、少数株主権の算定等についての端株不算入）の規定は単位未満優先出資について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百三十条ノ三第三項第一号中「第二百二十五条第一号、第二号、第四号及第六号乃至第八号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十五条各号」と、同法第二百三十条ノ八ノ二第一項中「定款」とあるのは「資産流動化計画」と、同条第五項中「現存スル純資産額」とあるのは「現存スル純資産額ヨリ資産の流動化に関する法律第一百一条第一項各号ニ掲グル金額ノ合計額ヲ控除シタル残額」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十九条中「並びに第二百九条第一項」を、「第二百九条第一項」に改め、「（株式の登録質）」の下に、「第二百十四条から第二百十七条まで（株式の併合）並びに第二百八十条ノ十一（不正な価額で株式を引き受けた者の責任）」を、「とあるのは「消却」の下に、「併合又八買取」を加え、「金銭又八株式」とあるのは「金銭」とを削り、「利益ノ配当」との下に、「同法第二百十四条第一項中

「純資産額」とあるのは「純資産額ヨリ特定資本ノ額ヲ控除シタル額」と、「発行済株式ノ総数」とあるのは「発行済優先出資ノ総口数」と、「第三百四十三条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第一百零四条第二項」と、同条第二項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、同法第二百十七條第一項中「第二百三十条ノ二第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八条の三」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七條第一項中「六月前ヨリ引続き株式ヲ有スル株主」とあるのは「特定社員又ハ六月前ヨリ引続き優先出資ヲ有スル優先出資社員」と、同条第二項、第三項及び第五項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十八條第二項及び第三項、第二百六十八條ノ二並びに第二百六十八條ノ三第一項中「株主」とあるのは「社員」とを加え、「第二百八十条ノ十及び」を「第二百八十条ノ十中「法令若八定款」とあるのは「法令」、資産流動化計画若八定款」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法に改め、「株券及端株券」とあるのは「優先出資証券」と、「」を削り、「読み替えるものとする」を「読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。

第五十条中「この節、次節及び第七節から第九節まで」を「この節から第二章第七節まで、第十節及び

第十一節」に改める。

第五十三条第一項中「第二種特定目的会社の」を削り、同条第四項中「商法特例法」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）」に改める。

第五十四条第二項中「発行済優先出資」を「発行済みの優先出資（当該事項について議決権のあるものに限る。）」に改め、同条第三項中「前二項の規定による」を「第一項又は第二項の規定による」に、「前二項の規定又は」を「第一項若しくは第二項の規定又は」に、「又は優先出資社員」を「又八優先出資社員」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 取締役の選任又は解任を会議の目的とする社員総会の招集については、前二項の規定にかかわらず、定款をもってこれを請求することができない旨の定めをすることを妨げない。

第五十五条第一項中「第二種特定目的会社にあつては」を「有議決権事項を会議の目的とする社員総会については」に、「発行済優先出資」を「発行済みの優先出資（当該事項について議決権のあるものに限る。）」に、「有議決権事項を会議の目的とする」を「当該」に改める。

第五十六条第一項中「発行済優先出資」を「発行済みの優先出資（議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。）」に改め、「有議決権事項」の下に「（当該優先出資社員が議決権を有する事項に限る。）」を加え、同条第二項中「法令」の下に「、資産流動化計画」を加え、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、取締役の選任又は解任に係る事項について、定款で別段の定めをすることを妨げない。

第五十八条第一項中「優先出資」の下に「（当該事項について議決権のあるものに限る。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 特定目的会社は、その議決権を有する出資の四分の一を超える持分を有する法人の発行済株式又は出資の持分を特定資産として所有するときは、当該発行済株式又は出資の持分については、議決権を有しない。

第五十九条第一項中「社員総会の有議決権事項について議決権を有する優先出資社員の数が千人以上である場合には、当該」を削り、「当該有議決権事項」を「有議決権事項」に改める。

第六十条を次のように改める。

(優先出資社員のみなし賛成)

第六十条 特定目的会社は、定款をもって、優先出資社員が社員総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該優先出資社員はその社員総会に提出された有議決権事項に係る議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。 )について賛成するものとみなす旨を定めることができる。

2 前項の規定による定めをした特定目的会社は、第五十三条第一項に規定する通知にその定めを記載しなければならない。

3 第一項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした優先出資社員の有する議決権の数は、出席した優先出資社員の議決権の数に算入する。

第六十一条第一項中「定款に記載した」を削り、同条第三項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」を「資産の流動化に関する法律」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(資産流動化計画違反の社員総会決議取消しの訴え)

第六十一条の二 社員総会の決議の内容が資産流動化計画に違反するときは、社員、取締役、監査役、特

定社債権者、特定約束手形の所持人又は特定目的借入れに係る債権者は、訴えをもって当該社員総会の決議の取消しを請求することができる。

2 商法第二百四十七条第二項及び第二百四十八条から第二百五十条まで（決議取消しの訴え）の規定は、前項の訴えについて準用する。この場合において、同法第二百四十九条第一項中「株主」とあるのは「社員、特定社債権者、特定約束手形ノ所持人又ハ特定目的借入ニ係ル債権者」と、「其ノ株主」とあるのは「訴ヲ提起シタル者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第六十二条中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」を「資産の流動化に関する法律」に改める。

第六十五条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第六十六条第一号を次のように改める。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

第六十六条第四号中「定款に記載した」を削り、同号を同条第八号とし、同条第三号中「定款に記載した」を削り、「業務の受託者（当該受託者が法人であるときは、その役員）」を「業務を行わせるために

設定された信託の受託者である法人の役員（第四百四十四条第四項の規定に基づき特定資産の管理及び処分に係る業務を委託したときは、当該業務の受託者（当該受託者が法人であるときは、その役員））に改め、同号を同条第七号とし、同条第二号中「定款に記載した」を削り、同号を同条第六号とし、同条第一号の次に次の四号を加える。

二 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

三 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

四 この法律、証券取引法、商法、商法特例法、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、抵当証券業の規制等に関する法律（昭



和六十二年法律第百十四号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)、特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)、不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

五 第五百五十九条の規定による解散命令により解散を命ぜられた特定目的会社においてその解散命令の前三十日以内にその役員又は政令で定める使用人であった者で、当該解散命令の日から三年を経過しない者

第六十六条に次の一号を加える。

九 特定持分信託の受託者である法人の役員

第六十七条第二項を次のように改める。

2 前項の決議は、第三十八条の二第四項に規定する方法により行わなければならない。

第六十七条第三項を削り、同条第四項中「法令」の下に「、資産流動化計画」を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第六十九条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第七十条第一項中「定款」の下に「及び資産流動化計画」を、「優先出資社員名簿」の下に「、単位未満優先出資原簿」を加え、同条に次の一項を加える。

4 単位未満優先出資社員は、当該特定目的会社の営業時間内においていつでも、定款、資産流動化計画又は単位未満優先出資原簿の閲覧又は謄写を請求することができる。

第七十一条第三項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」を「資産の流動化に関する法律」に改める。

第七十三条第一項第四号中「法令」の下に「、資産流動化計画」を加え、同条第四項中「特定目的会社

による特定資産の流動化に関する法律」を「資産の流動化に関する法律」に改める。

第七十五条第二項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」を「資産の流動化に関する法律」に改める。

第七十六条の次に次の一条を加える。

（社員等の差止請求権）

第七十六条の二 取締役が法令又は資産流動化計画に違反する行為をしている場合にあつては、社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人又は特定目的借入れに係る債権者は、特定目的会社のために、当該取締役に対し、その行為をやめるよう請求することができる。

第七十七条の見出しを削り、同条中「法令又は」を削る。

第七十八条の見出しを「（商法等の準用）」に改め、同条中「第二百五十四条ノ三中」の下に「法令及定款」とあるのは「法令、資産流動化計画及定款」と、をに加え、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」を「資産の流動化に関する法律」に改める。

第八十一条第一項中「法令」の下に「、資産流動化計画」を、「場合には、当該取締役」の下に「（以

下この項及び第四項において「非行取締役」という。）」を加え、「対し、当該取締役」を「対し、非行取締役」に改め、「以下この条において同じ。」を削り、同条に次の一項を加える。

4 監査役は、社員総会において、非行取締役の解任に関する議案を提出することができる。

第八十三条第二項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」を「資産の流動化に関する法律」に改める。

第八十四条第三項中「同法第二百七十五条及び」を「同法第二百七十五条中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「法令若八定款」とあるのは「法令、資産流動化計画若八定款」と、同法第二百七十五条ノ二中「法令又八定款」とあるのは「法令、資産流動化計画又八定款」と、同法」に、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」を「資産の流動化に関する法律」に改める。

第八十五条第二項中「資産対応証券として特定社債のみを発行する特定目的会社であつて、その定款に記載した資産流動化計画に定められた特定社債の発行総額」を「第一種特定目的会社であつて、資産流動化計画に定められた特定社債の発行総額と特定目的借入れの総額との合計額」に改める。

第八十七条第二項第二号中「定款に記載した」を削り、「業務の受託者」を「業務を行わせるために設

定された信託の受託者である信託会社等（第百四十四条第四項の規定に基づき同項各号の財産に係る管理及び処分に係る業務を委託した場合においては、その受託者）」に改め、同条第三項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」を「資産の流動化に関する法律」に改める。

第九十条第二項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」を「資産の流動化に関する法律」に改める。

第九十二条第一項中「法令」の下に「、資産流動化計画」を加える。

第九十三条第四項第三号、第四号、第六号及び第七号並びに同条第七項第五号中「法令」の下に「、資産流動化計画」を加える。

第九十六条中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」を「資産の流動化に関する法律」に改め、「第八十五条第一項」との下に「、法令又は定款」とあるのは「法令、資産流動化計画又は定款」とを加える。

第一百一条第三項中「定款に記載した」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（減資剰余金の優先資本組入れ）

第一百一十二条の二 特定目的会社は、第一百八条の八又は第一百八条の九の規定により減少した優先資本の額が優先出資の消却に要した金額及び欠損の補てんに充てた金額を超えるときは、その超過額（第三百三十七条の三において「減資剰余金」という。）を優先資本に組み入れなければならない。

第一百二十二条第四項中「前条第一項各号」を「第一百一条第一項各号」に改め、同条第六項中「第六十条及び前条第三項」を「及び第一百一条第三項」に改め、同条第七項中「前条第二項」を「第一百一条第二項」に改める。

第一百五十五条第一項中「法令」の下に「資産流動化計画」を加える。

第一百六条の見出しを「（社員等の権利の行使に関する利益供与）」に改め、同条第一項中「社員」の下に「特定社債権者、特定約束手形の所持人又は特定目的借入れに係る債権者」を加え、同条第二項中「社員」の下に「特定社債権者、特定約束手形ノ所持人又ハ特定目的借入ニ係ル債権者」を加える。

第一百七十七条中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」を「資産の流動化に関する法律」に改める。

第一百八条中「定款に記載した」を削り、同条の前に次の款名を付する。

## 第一款 通則

第一百条の見出しを「（特定社債募集の方法）」に改め、同条第二項第一号中「並びに第三条の登録の年月日（第十一条第一項の変更登録を受けた場合には、当該変更登録の年月日）及び登録番号」を「及び業務開始届出の年月日（新計画届出を行った場合には、当該新計画届出の年月日）」に改め、同項第十七号を同項第十九号とし、同項第十六号中「定款に記載した」を削り、同号を同項第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 資産流動化計画に特定目的借入れについての定めがあるときは、その限度額その他の総理府令で定める事項及びその借入状況

第一百条第二項第十五号中「定款に記載した」を削り、「第四号から第十号まで」を「第四号から第八号まで、第十号及び第十一号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十三号中「不動産である」を「不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。）である」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「定款に記載した」を削り、同号を同項第十三号とし、同項第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 払込みを取り扱う銀行又は信託会社

第一百十条第三項中「前項第十四号」を「前項第十五号」に改め、同条第五項中「定款に記載した」を削り、同条に次の一項を加える。

6 第三十八条第三項、第三十九条第三項並びに商法第七十八条及び第一百八十九条（払込取扱機関の変更及び保管証明）の規定は、特定社債の払込みを取り扱う銀行又は信託会社について準用する。この場合において、同条中「発起人又八取締役」とあるのは「取締役」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、資産流動化計画をもって別段の定めをすることを妨げない。

第一百十三条の見出しを「（特定社債に関する商法等の準用等）」に改め、同条第一項中「又はその場合」を削り、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」を「資産の流動化に関する法律」に、「第十一号」を「第十二号」に、「及第三号乃至第九号」を「第三号乃至第八号及第十号」と、同法第三百十九条中「本法二」とあるのは「本法又八資産流動化計画二」に改め、同条第二項中「特定社債は」



の下に「、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定により社債とみなされる特定社債については、担保附社債信託法第四条第一項各号に掲げるもののほか、次に掲げるものを物上担保の目的とすることができる。

一 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百号）第十条第一項の規定により質権の設定が登記される債権

二 その譲渡により担保の目的となる債権であって、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第二条第一項の規定により当該譲渡が登記されるもの

第二編第二章第六節に次の二款を加える。

## 第二款 転換特定社債

（転換特定社債の発行）

第百十三条の二 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところに従い、転換特定社債を発行することができる。

2 第二種特定目的会社が優先出資社員以外の者に対して特に有利な転換の条件を付した転換特定社債を

発行する場合には、資産流動化計画にこれに関する定めがあるときにおいても、その者に対して発行することができる転換特定社債の総額、発行価額、転換の条件、転換によって発行すべき優先出資の内容及び転換を請求することができる期間について、社員総会の決議によらなければならない。

3 第三十八条の二第三項及び第四項並びに商法第二百八十条ノ二第二項後段及び第三項並びに第三百四十一条ノ二第四項（第三者に対する有利発行）の規定は、前項の決議について準用する。この場合において、同法第二百八十条ノ二第二項後段中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「株主以外」とあるのは「優先出資社員以外」と、「新株」とあるのは「転換特定社債」と、同条第三項中「第二百三十二条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十三条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（商法の準用）

第百十三条の三 商法第二百八十条ノ十（発行の差止め）、第二百八十条ノ十一（不公正な価額で引き受けた者の責任）、第三百四十一条ノ二ノ二（転換社債発行事項の公示）、第三百四十一条ノ三（第五号を除く。）から第三百四十一条ノ六まで（転換社債発行の手續、転換社債の登記、転換の請求及び閉鎖

期間中・基準日後に転換により発行された株式の議決権）並びに第三百四十一条ノ七第二項（転換株式の規定の準用）の規定は、転換特定社債について準用する。この場合において、同法第二百八十条ノ十中「法令若八定款」とあるのは「法令、資産流動化計画若八定款」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七条第一項中「六月前ヨリ引続き株式ヲ有スル株主」とあるのは「特定社員又八六月前ヨリ引続き優先出資ヲ有スル優先出資社員」と、同条第二項、第三項及び第五項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十八条第二項及び第三項、第二百六十八条ノ二並びに第二百六十八条ノ三第一項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第三百四十一条ノ二第一項中「転換社債ヲ発行」とあるのは「転換特定社債（資産の流動化に関する法律第百十三条の二第二項ノ決議アリタル転換特定社債ヲ除ク）ヲ発行」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第三百四十一条ノ七第二項において準用する同法第二百八十条中「消却、併合、分割、転換又八買取」とあるのは「転換」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

### 第三款 新優先出資引受権付特定社債

(新優先出資引受権付特定社債の発行)

第百十三条の四 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところに従い、新優先出資引受権付特定社債を発行することができる。

2 各新優先出資引受権付特定社債に付する新優先出資の引受権の行使によって発行する優先出資の発行価額の合計額は、各新優先出資引受権付特定社債の金額を超えることができない。

3 新優先出資の引受権のみを譲渡することができる新優先出資引受権付特定社債を発行する場合には、資産流動化計画にこれに関する定めがあるときにおいても、新優先出資引受権付特定社債の総額、新優先出資の引受権の行使によって発行する優先出資の発行価額の総額及び新優先出資の引受権を行使することができる期間について、社員総会の決議によらなければならない。ただし、新優先出資引受権付特定社債であって行使されていない新優先出資の引受権に係る優先出資の発行価額の総額が現に存する新優先出資引受権付特定社債の総額を超えないときに限り償還及び消却をするものを発行するときは、この限りでない。

4 第二種特定目的会社が、優先出資社員以外の者に対して特に有利な内容の新優先出資の引受権を付し

た新優先出資引受権付特定社債を発行する場合には、資産流動化計画にこれに関する定めがあるときにおいても、その者に対して発行することができる新優先出資引受権付特定社債の額、発行価額、新優先出資の引受権の内容及び新優先出資の引受権を行使することができる期間について、社員総会の決議によらなければならない。

5 第一百十三条の二第三項の規定は、前二項の社員総会の決議について準用する。この場合において、「転換特定社債」とあるのは、「新優先出資引受権付特定社債」と読み替えるものとする。

(商法の準用)

第一百十三条の五 商法第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十一（発行の差止め及び不公正な価額で引き受けた者の責任）、第三百四十一条ノ九（新株引受権付社債発行事項の公示）、第三百四十一条ノ十二（第三号を除く。）、（新株引受権付社債発行の手続）並びに第三百四十一条ノ十五（新株引受権付社債の登記）の規定は新優先出資引受権付特定社債について、同法第二百二十二条ノ七（転換の登記）、第三百四十一条ノ六（閉鎖期間中・基準日後に転換により発行された株式の議決権）、第三百四十一条ノ十六（新株引受権の行使）及び第三百四十一条ノ十七（株主となる時期）の規定は新優先出資引受権の

行使について、同法第三百四十一条ノ十三（新株引受権証券の発行と方法）及び第三百四十一条ノ十四（新株引受権の譲渡方法）の規定は新優先出資引受権証券について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百八十条ノ十中「法令若八定款」とあるのは「法令、資産流動化計画若八定款」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七条第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「特定社員又ハ六月前ヨリ引続キ優先出資ヲ有スル優先出資社員」と、同条第二項、第三項及び第五項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十八条第二項及び第三項、第二百六十八条ノ二並びに第二百六十八条ノ三第一項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第三百四十一条ノ九第一項中「新株引受権附社債ヲ発行」とあるのは「新優先出資引受権附特定社債（資産の流動化に関する法律第百十三条の四第四項ノ決議アリタル新優先出資引受権附特定社債ヲ除ク）ヲ発行」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第三百四十一条ノ十二第二号中「第三百四十一条ノ八第二項第二号、第三号、第五号及第六号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五条第一項第二号ニ(2)乃至(5)」と、同法第三百四十一条ノ十五第一項第五号中「第三百四十一条ノ八第二項第一号乃至第三号」とあるのは「資産の流

動化に関する法律第五条第一項第二号二(1)乃至(3)」と、同法第三百四十一条ノ十六第三項において準用する同法第八十九条第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「取締役」と、同法第三百四十一条ノ十三第一項中「第三百四十一条ノ八第二項第五号ニ掲グル事項ノ定」とあるのは「資産流動化計画ニ新優先出資ノ引受権ノミヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨ノ定」と、同条第二項第三号中「第三百四十一条ノ八第二項第二号、第三号及第六号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五条第一項第二号二(2)、(3)及(5)」と、同項第四号中「前条第三号及第四号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十三条の五ニ於テ準用スル商法第三百四十一条ノ十二第四号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百十四条第一項ただし書を削る。

第百十五条を次のように改める。

第百十五条 削除

第百十六条第三項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」を「資産の流動化に関する法律」に改める。

第二編第二章第八節から第十一節までの節名を削り、第百十八条の次に次の二節を加える。

#### 第八節 資産流動化計画の変更

(資産流動化計画の変更)

第百十八条の二 特定目的会社は、社員総会の決議によらなければ資産流動化計画を変更することができない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については資産流動化計画を変更することができない。

一 第五条第一項第三号に掲げる事項のうち総理府令で定めるもの

二 第五条第一項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項のうち総理府令で定めるもの（あらかじめその変更を行う場合の条件が資産流動化計画に定められている場合を除く。）

三 資産流動化計画にその変更ができない旨の定めがあるもの

3 前二項の規定にかかわらず、特定目的会社は、次に掲げる場合には、資産流動化計画を変更することができる。

一 その変更の内容が総理府令で定める軽微な内容である場合



二 社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人及び特定目的借入れに係る債権者（次項において「利害関係人」という。）の全員の当該変更に係る事前の承諾がある場合

三 その他投資者の保護に反しないことが明らかな場合として総理府令で定める場合

4 特定目的会社は、資産流動化計画の変更を行ったとき（前項の規定による場合に限る。）は、遅滞なく、その旨を各利害関係人に通知し、又は公告しなければならない。

（計画変更決議）

第百十八条の三 次の各号に掲げる特定目的会社は、資産流動化計画の変更の決議（以下この節において「計画変更決議」という。）を行う社員総会に係る第五十三条第一項の規定による招集の通知を行うときは、当該各号に定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 特定社債を発行している特定目的会社 第百十八条の五第五項の規定により資産流動化計画の変更  
に反対する旨を特定目的会社に対し通知した特定社債権者が有する特定社債の額の合計額

二 特定約束手形を発行している特定目的会社 第百十八条の六第四項の規定により資産流動化計画の  
変更反対する旨を特定目的会社に対し通知した特定約束手形の所持人に係る特定約束手形に係る債

## 務の額の合計額

三 特定目的借入れを行っている特定目的会社 第一百八条の七第二項において準用する第一百八条の六第四項の規定により資産流動化計画の変更に係る異議を特定目的会社に対し述べた特定目的借入れに係る債権者に係る特定目的借入れの額の合計額

2 第三十八条の二第三項及び第四項の規定は、計画変更決議について準用する。

( 反対優先出資社員の優先出資買取請求権 )

第一百八条の四 計画変更決議を行う社員総会に先立ってその変更に対抗する旨を特定目的会社に対し書面をもって通知し、かつ、当該社員総会において反対した優先出資社員は、当該特定目的会社に対し、自己の有する優先出資を当該計画変更決議がなければ当該優先出資が有すべき公正な価格をもって買い取るべき旨を請求することができる。

2 前項の請求は、計画変更決議の日( 特定社債を発行する特定目的会社にあつては、次条第一項に規定する特定社債権者集会の承認の決議の日。次項において同じ。 ) から二十日以内に優先出資の種類及び口数を記載した書面を提出して行わなければならない。

3 優先出資の価格の決定につき、優先出資社員と特定目的会社との間に協議が調ったときは、特定目的会社は、計画変更決議の日から九十日以内にその支払を行わなければならない。ただし、次条第五項、第一百八条の六第四項又は第一百八条の七第二項において準用する第一百八条の六第四項の規定による特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務について弁済又は相当の財産の信託を完了した後でなければその支払を行うことができない。

4 商法第二百四十五条ノ三第三項から第五項まで（買取請求の手續）及び第二百四十五条ノ四（買取請求の失効）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第二百四十五条ノ三第三項中「決議ノ日」とあるのは「資産の流動化に関する法律第一百八条の三第一項ノ計画変更決議ノ日（特定社債ヲ発行スル特定目的会社ニ於テ八同法第一百八条の五第一項ニ規定スル特定社債権者集会ノ承認ノ決議ノ日）」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第五項中「株式」とあるのは「優先出資」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、同法第二百四十五条ノ四中「第二百四十五条ノ二」とあるのは「資産の流動化に関する法律第一百八条の四第一項」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「第二百四十五条第一項ニ掲グル行為」とあるのは「資産流動化計画ノ変更」と読み替え

るものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定社債権者集会の承認）

第百十八条の五 特定社債を発行している特定目的会社は、計画変更決議により資産流動化計画の変更を行うときは、当該計画変更決議のほか特定社債権者集会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により特定目的会社が特定社債権者集会を招集するときは、第百十三条第一項において準用する商法第三百三十九条第一項において準用する同法第二百三十二条第一項の規定にかかわらず、計画変更決議を行う社員総会の会日の一月前までに、各特定社債権者に対して招集の通知を発しなければならない。

3 特定目的会社は、第一項の規定による特定社債権者集会を招集するときは、二週間以上の期間を定め、かつ、各特定社債権者に対しその変更に反対するときは当該期間内にその旨を書面をもって通知すべきことを求めなければならない。この場合において、特定目的会社は、当該期間を前項の招集の通知に記載しなければならない。

4 第一項の規定による特定社債権者集会を招集する特定目的会社が無記名式の特定社債券を発行してい

るときは、第百十三条第一項において準用する商法第三百二十条第二項の規定にかかわらず、計画変更決議を行う社員総会の会日の一月前までに、特定社債権者集会を招集する旨及び会議の目的たる事項を公告しなければならない。この場合においては、前項の規定により定められた期間を併せて公告しなければならない。

5 第三項の場合において、特定社債権者が同項の規定により定められた期間内に資産流動化計画の変更を反対する旨を特定目的会社に対し書面をもって通知し、かつ、特定社債権者集会において反対したときは、特定目的会社は、当該特定社債権者が有する特定社債について弁済をし、又は弁済を行わせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。

6 第六十条の規定は、第一項の規定による特定社債権者集会の承認の決議について準用する。この場合において、同条第二項中「第五十三条第一項」とあるのは「第百十八条の五第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定約束手形の所持人の反対）

第百十八条の六 特定約束手形を発行している特定目的会社は、計画変更決議により資産流動化計画の変

更を行うときは、当該計画変更決議を行う社員総会の会日の一月前までに、二週間以上の期間を定め、かつ、その変更に対抗するときは当該期間内にその旨を書面をもって通知すべきことを公告しなければならない。

2 特定約束手形の所持人は、当該特定約束手形を供託しなければ前項の反対をすることができない。

3 特定約束手形の所持人が第一項の規定により定められた期間内に反対の旨を書面をもって通知しなかったときは、資産流動化計画の変更を承認したものとみなす。

4 特定約束手形の所持人が反対の旨を書面をもって通知したときは、特定目的会社は、当該特定約束手形の所持人に係る特定約束手形に係る債務について、資産流動化計画の変更を行った後遅滞なく弁済を行わせることを目的として、信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。

(特定目的借入れに係る債権者の異議)

第百十八条の七 特定目的借入れを行っている特定目的会社は、計画変更決議により資産流動化計画の変更を行うときは、当該計画変更決議を行う社員総会の会日の一月前までに、二週間以上の期間を定め、かつ、特定目的借入れに係る各債権者に対しその変更に関する異議があるときは当該期間内にこれを述べるべ

き旨を催告しなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、特定目的借入れに係る債権者について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第百十八条の七第一項」と読み替えるものとする。

#### 第九節 優先資本の減少

##### (優先資本の減少)

第百十八条の八 優先資本の減少は、次条の規定により行う場合及び第百十九条の規定による手続を経て行う場合のほか、社員総会の決議をもって行わなければならない。

2 第三十八条の二第三項及び第四項並びに商法第三百七十五条第二項（資本減少の決議）及び第三百七十六条（資本減少の方法及び手続）の規定は、前項の規定による優先資本の減少について準用する。この場合において、同法第三百七十五条第二項中「第二百三十二条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十三条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の規定は、資産流動化計画において優先資本の減少を行うことができない旨を定めることを妨げない。

第一百八条の九 特定目的会社は、次に掲げる事項について資産流動化計画に定めがある場合に限り、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）をもって優先資本の減少を行うことができる。

- 一 各優先資本の減少を行う目的、要件、方法及び時期
- 二 各優先資本の減少の額又はその計算方法
- 三 その他総理府令で定める事項

2 前項の場合において、特定目的会社は、取締役の決定の二週間前に、当該優先資本の減少に係る同項各号に掲げる事項を公告しなければならない。

3 第六十一条の二及び商法第百条の規定は、第一項の規定による優先資本の減少を行う場合について準用する。この場合において、第六十一条の二第一項中「社員総会の決議」とあるのは「取締役の決定」と、同法第百条第一項中「合併ノ決議ノ日」とあるのは「資本減少ノ決定ノ日」と、「債権者」とあるのは「債権者（特定社債権者、特定約束手形ノ所持人及特定目的借入ニ係ル債権者ヲ除ク）」と、同条第二項及び第三項中「債権者」とあるのは「債権者（特定社債権者、特定約束手形ノ所持人及特定目的



借入二係ル債権者ヲ除ク」と読み替えるものとする。

(商法の準用)

第一百八条の十 商法第三百七十七条(株式の併合)の規定は前二条の規定による優先資本の減少を行う場合の優先出資の併合について、同法第三百八十条(資本減少無効の訴え)の規定は前二条の規定による優先資本の減少の無効の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百七十七条において準用する同法第二百十四条第二項中「前項ノ決議」とあるのは「優先出資併合ノ決議又ハ決定」と、同法第三百七十七条において準用する同法第二百十七条第一項中「第二百三十条ノ二第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八条の三」と、同法第三百八十条第二項及び同条第三項において準用する同法第二百四十九条第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第一百十九条第一項中「特定目的会社(その定款に資産流動化計画に基づく業務が終了した後他の資産流動化計画に基づく業務を行う旨の定めのない第一種特定目的会社及びその資産流動化計画に優先出資の消却を行う旨の定めのない第二種特定目的会社を除く。 )の取締役は、資産流動化計画の定めによる特定資

産の管理及び処分が終了し、かつ、特定社債又は特定約束手形を発行している場合においてはその償還及び支払を完了したときは」を「資産流動化計画の定めによる特定資産の管理及び処分を終了し、かつ、特定社債若しくは特定約束手形を発行している場合又は特定目的借入れを行っている場合においてその償還及び支払並びに弁済を完了した特定目的会社が新たな資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務を行うときは、当該特定目的会社の取締役は」に改め、同条の前に次の節名を付する。

#### 第十節 資産流動化計画に基づく業務の終了に伴う仮清算

第二百二十条を次のように改める。

#### 第二百二十条 削除

第二百二十一条第四号を次のように改める。

#### 四 金融再生委員会の発する解散命令

第二百二十一条第六号中「特定資産又は資産対応証券の譲受け又は発行」を「特定資産の譲受け、資産対応証券の発行又は特定目的借入れの実行」に改め、同条の前に次の節名を付する。

#### 第十一節 解散

第二百二十二条第二項中「第六十七条第三項」を「第三十八条の二第四項」に改め、同条第三項中「及び特定約束手形の支払」を「特定約束手形の支払及び特定目的借入れの弁済」に改める。

第二百二十三条第一項第一号中「著しい難局にほう着し」を「著しく困難な状況に至り」に改め、同項第二号中「失当」を「不適當」に改める。

第二百五条の前に次の節名を付する。

## 第十二節 清算

「第一款 総則」を「第一款 通則」に改める。

第二百二十八条中「定款に記載した」を削る。

第二百三十条の見出しを「（特定目的会社の清算等に関する商法等の準用等）」に改め、同条中「第五十条」の下に「（第三項を除く。）」を、「第五十六条」の下に「（第四項を除く。）」を加え、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」を「資産の流動化に関する法律」に改め、「第四百二十七条」と「の下に」、「同法第二百四十七条第一項第二号中「内容が定款」とあるのは「内容が資産流動化計画又八定款」と、同項第三号中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百五十四条ノ三中「法令及定

款」とあるのは「法令、資産流動化計画及定款」と、同法第二百七十五条中「法令若八定款」とあるのは「法令、資産流動化計画若八定款」と、同法第二百七十五条ノ二第一項中「法令又八定款」とあるのは「法令、資産流動化計画又八定款」とを加える。

第三百三十一条第二項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」を「資産の流動化に関する法律」に改める。

第三百三十二条第二項中「及び第三十九条第四項」を「、第三十九条第四項、第一百十条第六項及び第三百三条の五において準用する商法第三百四十一条ノ十六第三項」に、「第三十八条第二項第九号」を「第三十八条第二項第十号」に、「、第三十九条第四項」を「並びに第三十九条第四項、第一百十条第六項及び第三百十三条の五において準用する商法第三百四十一条ノ十六第三項」に改め、同条の前に次の節名を付する。

### 第十三節 雑則

第三百三十四条中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」を「資産の流動化に関する法律」に改める。

第三百三十七条を次のように改める。

(新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権の行使による変更の登記)

第三百三十七条 新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権の行使による変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第一百十三条の五において準用する商法第三百四十一条ノ十六第一項の請求書の提出を証する書面
- 二 前条第三号に掲げる書面

第三百三十七条の次に次の五条を加える。

(転換特定社債の転換による変更の登記)

第三百三十七条の二 転換特定社債の転換による変更の登記の申請書には、特定社債の転換の請求を証する書面を添付しなければならない。

(減資剰余金の優先資本組入れによる変更の登記)

第三百三十七条の三 減資剰余金(優先出資の消却を行うためにする優先資本の減少に係るものに限る。)の優先資本組入れによる変更の登記の申請書には、減資剰余金の存在を証する書面を添付しなければならない。

(優先出資の消却又は併合による変更の登記)

第三百三十七条の四 優先出資の消却又は併合による変更の登記の申請書には、第四十八条の二又は第四十九条において準用する商法第二百十五条第一項の規定による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

2 優先出資社員に配当すべき利益をもつてする優先出資の消却による変更の登記の申請書には、前項の書面のほか、利益の存在を証する書面を添付しなければならない。

(優先資本の減少による変更の登記)

第三百三十七条の五 次の各号に掲げる規定に基づく優先資本の減少による変更の登記の申請書には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 第一百八条の八の規定 同条第二項において準用する商法第三百七十六条第二項において準用する同法第一百条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、又は信託したことを証する書面

二 第一百八条の九の規定 同条第二項の規定による公告をしたことを証する書面及び同条第三項にお

いて準用する商法第百条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、又は信託したことを証する書面

三 第百十九条の規定 資産流動化計画並びに特定社債の償還、特定約束手形の支払及び特定目的借入  
れの弁済を証する書面

( 転換特定社債等の登記 )

第百三十七条の六 転換特定社債又は新優先出資引受権付特定社債の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 転換特定社債又は新優先出資引受権付特定社債の申込み及び引受けを証する書面
- 二 第百十三条において準用する商法第百三条の払込みがあつたことを証する書面
- 2 第二回以後の転換特定社債又は新優先出資引受権付特定社債の払込みによる変更の登記の申請書には、その払込みがあつたことを証する書面を添付しなければならない。

第百四十条中「第百三十二条ノ五まで、第百三十二条ノ七」を「第百三十二条ノ七まで」に改める。

第百四十一条の次に次の章名を付する。

### 第三章 業務

第四百二十二条中「第三条の登録に係る」を削り、「特定資産の流動化」を「資産の流動化」に改め、同条の前に次の章名を付する。

第四百二十二条の次に次の二条を加える。

#### （名義貸しの禁止）

第四百二十二条の二 特定目的会社は、自己の名義をもって、他人に資産の流動化に係る業務を営ませてはならない。

#### （使用人の制限）

第四百二十二条の三 特定目的会社は、第六十六条各号に掲げる者を使用人（政令で定める者に限る。）としてはならない。

第四百十四条第一項及び第二項を次のように改める。

特定目的会社は、特定資産（信託の受益権を除く。以下この条において同じ。）の管理及び処分に係る業務を行わせるため、これを信託会社等に信託しなければならない。



2 前項の規定による特定資産の信託に係る契約には、次に掲げる条件を付さなければならない。

一 当該信託の受託者が、資産対応証券に係る有価証券届出書等に記載すべき当該信託に係る信託財産の管理及び処分に関する重要な事項につき知った事実を遅滞なく受益者たる当該特定目的会社に通知する義務を有すること。

二 政令で定める特定資産の管理及び処分については、政令で定める条件

第四百四十四条第四項を削り、同条第三項中「特定資産の管理及び処分に係る」を「前項の規定による特定資産の管理及び処分に係る」に、「契約書に」を「契約には」に、「記載がないときは、当該業務を委託しては」を「条件を付さなければ」に改め、同項第一号中「特定資産その他当該業務を委託した特定目的会社（以下この項において「委託者」という。）に帰属すべき資産を、」を「受託した資産を」に改め、同項第二号中「委託者の求めに応じ、当該委託に係る特定資産」を「資産の管理及び処分に係る業務を委託した特定目的会社（以下この項において「委託者」という。）の求めに応じ、受託した資産」に改め、同項第三号中「その委託に係る特定資産」を「受託した資産」に改め、同項第四号中「当該委託に係る特定資産」を「受託した資産」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 信託会社等は、信託業法第四条の規定にかかわらず、第一項の規定による特定資産の管理及び処分のための信託の受託者として、特定資産の信託の引受けを行うことができる。

4 特定目的会社は、第一項の規定にかかわらず、特定資産のうち次に掲げる資産については、当該資産の譲渡人又は当該資産の管理及び処分を適正に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者にその管理及び処分に係る業務を委託することができる。

一 不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。）

## 二 指名債権

三 その他権利の移転に関し、登記その他の手段により第三者に対する対抗要件を備えることができるものとして総理府令で定める資産のうち、当該特定目的会社に対抗要件を備えたもの

第四百四十五条中「第二条第一項第三号に掲げる」を削る。

第四百四十六条中「第四百四十四条第一項及び第三項」を「第四百四十四条第四項及び第五項」に、「指名金債権」を「指名債権であって金銭の支払を目的とするもの」に改める。

第四百四十七条中「不動産の」を「不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。）の」に、「第百

四十四条第一項及び第三項」を「第四百四十四条第四項及び第五項」に改める。

第四百四十八条中「第三条の登録を受けた」を「業務開始届出を行った」に改める。

第四百四十九条第一号を次のように改める。

一 次に掲げるすべての要件を満たすものである場合

イ その発行の目的が、特定資産を取得するために必要な資金を調達するものであること。

ロ 資産流動化計画においてその発行の限度額が定められていること。

ハ 投資者の保護のため必要なものとして総理府令で定める要件

第四百五十条中「一般投資者」を「投資者」に改め、同条の次に次の六条を加える。

（資産対応証券の募集等の制限）

第四百五十条の二 特定目的会社の取締役又は使用人は、当該特定目的会社の発行する資産対応証券の募集等（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下この編において同じ。）に係る事務を行ってはならない。

第四百五十条の三 資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人（当該譲渡人が法人である場合には、そ

の役員及び使用人を含む。以下「特定譲渡人」という。）が特定目的会社の発行する資産対応証券（特定約束手形を除く。以下この条及び次条において同じ。）の募集等に関する事務を受託した者である場合における証券取引法の適用については、当該特定譲渡人が行う当該特定目的会社が発行する資産対応証券の募集等の取扱いは、同法第二条第八項第六号に掲げる行為に該当しないものとみなす。

2 前項の場合において、特定譲渡人が資産対応証券の募集等の取扱いを行うときは、あらかじめ、総理府令で定めるところにより、金融再生委員会に届け出なければならない。

（資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に関する証券取引法等の準用）

第一百五十条の四 第一百五十六条から第一百五十八条まで並びに証券取引法第三十三条、第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第九号、第四十二条の二、第四十三条並びに第四十五条の規定は、資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する。この場合において、第一百五十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は第一百五十条の四において準用する証券取引法の規定」と、「その業務若しくは財産」とあるのは「その資産対応証券の募集等の取扱い」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（みなし優先出資証券）

第百五十条の五 第四十九条において準用する商法第二百二十六条ノ二第一項から第三項までの規定により特定目的会社が優先出資証券を発行しない場合における第百五十条から前条までの規定の適用については、当該優先出資証券に表示されるべき優先出資は、優先出資証券とみなす。

（資金の借入れ）

第百五十条の六 特定目的会社は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）により特定資産を取得するために必要な資金の借入れを行うことができる。

- 一 資産流動化計画においてその借入れの限度額が定められていること。
- 二 その借入先が銀行その他の総理府令で定める者であること。

第百五十条の七 特定目的会社は、前条の規定により行う場合及び資産流動化計画にあらかじめ定められた方法に基づき特定社債、特定約束手形又は特定目的借入れに係る債務の履行に充てるため資金の借入れを行う場合その他投資者の保護に反しない場合として総理府令で定める場合を除き、資金の借入れを

行つてはならない。

第百五十一条を次のように改める。

(資産の取得等の制限)

第百五十一条 特定目的会社は、次に掲げる資産を取得してはならない。

一 組合契約(民法第六百六十七条の組合契約をいう。)の出資の持分(総理府令で定めるものを除く。)

二 匿名組合契約(商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。)の出資の持分(総理府令で定めるものを除く。)

三 金銭の信託受益権(総理府令で定めるものを除く。)

四 その他特定目的会社取得することにより資産の流動化に係る業務の遂行を妨げるおそれがあるものとして総理府令で定めるもの

2 特定目的会社は、同一法人の発行済株式又は出資の持分(それぞれ議決権のあるものに限る。以下この項及び次項において「株式等」という。)を、当該株式等の総数又は総額に総理府令で定める率を乗

じて得た数又は額を超えて取得し、又は所有してはならない。

3 前項の場合において、特定目的会社が取得し、又は所有する株式等には、信託財産である株式等で当該特定目的会社が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

4 特定目的会社は、その議決権を有する出資の過半数の持分を有する法人の発行済株式又は出資の持分を取得し、又は所有してはならない。

第二百五十四条の前に次の章名を付する。

#### 第四章 監督

第二百五十八条及び第二百五十九条を次のように改める。

(業務の停止命令)

第二百五十八条 金融再生委員会は、業務開始届出を行った特定目的会社が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 業務開始届出、変更届出、第十条第一項の規定による届出、新計画届出又は第十二条第一項の規定

による届出に係る届出書若しくは添付書類又は第七条第二項の書類に虚偽の記載をし、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載を欠いたとき。

二 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(解散命令)

第五百五十九条 金融再生委員会は、特定目的会社がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達成することができないとき、又は第十条第一項に規定する届出をした日から三年以内に新計画届出を行わないときは、解散を命ずることができるとができる。

第六十条中「第五十八条」を「前三条」に、「公告しなければならない」を「公告し、かつ、第五十七条又は第五十八条の規定による処分をしたときにあつては、その旨及び当該処分を行った年月日を特定目的会社名簿に登載しなければならない」に改める。

第八十五条中「第七十一条第一項」を「第二百四十条第一項」に、「第七十二条第一項、第七十三條から第七十五條まで又は第七十七條第一項」を「第二百四十一条第一項、第二百四十二条から



第二百四十四条まで又は第二百四十六条第一項」に改め、同条を第二百五十四条とする。

第百八十四条を第二百五十三条とする。

第百八十三条第一項中「又は支配人」を「、支配人、特定目的信託の受託者、権利者集会の代表権利者若しくは特定信託管理者又は第百八十五条第一項の規定に基づき権利者集会の決議により定められた者」に改め、同項第一号中「第三章」を「第二編第二章」に改め、同項第二号中「第三章」を「第二編第二章」に改め、同項第一号中「第三章」を「第二編第二章」に改め、同項第二号中「第三章」を「第二編第二章」に改め、同項第一号中「第三章」を「第二編第二章」に改め、「同じ。」の下に「又は第三編第三章（同章において準用する商法の規定を含む。第五号において同じ。）」に改め、同項第三号中「第三章」を「第二編第二章」に改め、「同じ。」の下に「又は第三編第三章（同章において準用する商法又は商法特例法の規定を含む。）」を加え、同項第四号中「第三章」を「第二編第二章」に改め、同項第五号中「第三章」を「第二編第二章若しくは第四章又は第三編第三章」に、「又は債権者集会」を「、債権者集会、権利者集会又は種類権利者集会」に改め、同項第九号中「又は第百十条第二項」を「、第百十条第二項、第百十三条の三において準用する商法第三百四十一条ノ三又は第百十三条の五において準用する商法第三百四十一条ノ十二」に改め、同項第十号中「第三十八条第三項」の下に「（第百十条第六項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第十二号中「又は特定社債券」を「、単位

未満優先出資証券、特定社債券、新優先出資引受権証券又は受益証券」に改め、同項第十四号中「第四十九条」の下に「又は第七十八条」を、「優先出資社員名簿」の下に「又は権利者名簿」を、「優先出資証券」の下に「又は受益証券」を加え、同項第十五号中「第六十二条」の下に「若しくは第八十八条（第九十二条）において準用する場合を含む。」を、「違反して、社員総会」の下に「、権利者集会若しくは種類権利者集会」を加え、同項第十七号中「社員総会」の下に「、権利者集会又は種類権利者集会」を、「において社員」の下に「又は受益証券の権利者」を加え、同項第十九号中「若しくは優先出資社員名簿」を、「優先出資社員名簿、単位未満優先出資原簿」に改め、「その複本」の下に「、権利者名簿若しくはその複本」を、「調査書」の下に「又は第二百三条第一項の附属明細書若しくは同項第三号の報告書」を加え、同項第二十号中「第五十九条第二項」の下に「又は第八十四条第二項（第九十二条）において準用する場合を含む。」を加え、「又は第二百二十七条第二項」を、「第二百二十七条第二項」に改め、「第四百二十条第三項」の下に「、第八十八条（第九十二条）において準用する場合を含む。」において準用する商法第三百三十九条第三項、第二百三条第二項において準用する商法第二百八十二条第一項、第二百十四条第三項（第二百十八条第三項において準用する場合を含む。）又は第二百二十二条第一項

「を加え、同条第二十二号中「第五十九条第二項」の下に「若しくは第百八十四条第二項（第百九十二条において準用する場合を含む。）」を加え、同項第三十四号を同項第三十五号とし、同項第二十八号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十七号中「第百十八条第三項」の下に「若しくは第百十八条の八第二項」を、「商法第百条」の下に「（第百十八条の九第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同項第二十八号とし、同項中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 第百一条の二の規定に違反して優先資本に組み入れなかったとき。

第百八十三条第一項に次の一号を加える。

三十六 第二百四条又は第二百十八条の規定に違反して金銭の分配をしたとき。

第百八十三条第二項中「第二号から第四号まで」を「第六号から第九号まで」に改め、同条を第二百五十二条とする。

第百八十二条の見出しを「（社員等の権利等の行使に関する利益供与の罪）」に改め、同条第一項中「社員の権利の行使」の下に「又は特定社債権者、特定約束手形の所持人若しくは特定目的借入れに係る債

権者の権利の行使（第六十一条の二第一項、第七十六条の二又は第一百八条の十において準用する商法第三百八十条に規定する権利の行使に限る。）（第四項において「社員等の権利の行使」という。）を「加え、同条第五項中「前三項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、「第一項」の下に、「又は第二項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「社員」を「社員等」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 受益証券の権利者の権利の行使に関し、特定目的信託財産の計算において第二項の利益を自己又は第三者に供与することを同項に規定する者に要求した者も、第一項と同様とする。

第一百八十二条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第二百五十一条とする。

2 受託信託会社等の取締役又は支配人その他の使用人が、受益証券の権利者の権利の行使に関し、特定目的信託財産の計算において財産上の利益を供与したときも、前項と同様とする。

第一百八十一条を第二百五十条とする。

第一百八十条中「第一百七十七条第一項、第一百七十八条第一項」を「第二百四十六条第一項、第二百四十七

条第一項」に改め、同条を第二百四十九条とする。

第七百七十九条第一項第二号中「第三章」を「第二編第二章」に改め、「第二百六十八条第二項」の下に「（第四十九条、第一百十三条の三又は第一百十三条の五において準用する商法第二百八十条ノ十一第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第三号中「第四十九条」の下に「、第一百十三条の三又は第一百十三条の五」を、「第二百八十条ノ十の規定」の下に「、第七十六条の二の規定」を加え、同項に次の四号を加え、同条を第二百四十八条とする。

四 特定目的信託の権利者集会又は種類権利者集会における発言又は議決権の行使

五 特定目的信託の受益権の十分の一以上の元本持分を有する受益証券の権利者の権利の行使

六 第九十九条第五項において準用する商法第二百七十五条ノ二の規定に規定する権利の行使

七 第二百一条の規定に規定する権利の行使

第七百七十八条を第二百四十七条とする。

第七百七十七条第一項中「第七十一条第一項」を「第二百四十条第一項」に、「第七十二条第一項」を「第二百四十一条第一項」に改め、同条を第二百四十六条とする。第七百七十六条中「第三条の登録」を

「第三条第一項又は第十一条第一項の届出」に改め、同条を第二百四十五条とする。

第七百七十五条中「第七百七十一条第一項」を「第二百四十条第一項」に改め、同条を第二百四十四条とする。

第七百七十四条を第二百四十三条とする。

第七百七十三条の見出しを「（特定目的会社財産等を危うくする罪等）」に改め、同条中「第七百七十一条第一項」を「第二百四十条第一項」に改め、同条第二号中「第七百九条第一項」を「第七百十八条の八又は第七百九条」に、「優先出資の消却」を「優先資本の減少又は優先出資の消却」に改め、同条第四号中「又は定款」を「若しくは定款」に改め、「規定」の下に「又は資産流動化計画の定め」を加え、同条に次の一項を加え、同条を第二百四十二条とする。

2 受託信託会社等の取締役又は支配人その他営業に関する種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人が、次の各号のいずれかに該当する場合も、前項と同様とする。

一 法令の規定又は資産信託流動化計画の定め違反して、金銭の分配を行ったとき。

二 特定目的信託契約の範囲外において、投機取引のために、当該特定目的信託財産を処分したとき。

第七十二条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第二百四十一条とする。

2 特定目的信託の代表権利者若しくは特定目的信託管理者又は第八十五条第一項の規定に基づき権利者集会の決議により定められた者が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は特定目的信託の受益証券の権利者に損害を与える目的で、その任務に背く行為をし、当該受益証券の権利者に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

第七十一条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え、同条を第二百四十条とする。

3 受託信託会社等の取締役若しくは支配人その他営業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人又は第二百二十三条の規定により業務の委託を受けた者（法人である場合においては、その取締役又は支配人その他営業に関するある種類若しくは特定の事項の委託を受けた使用人）が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は特定目的信託の受益証券の権利者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該受益証券の権利者に財産上の損害を加えたときも、第一項と同様とする。

第一百七十条中「第六十五条」を「第二百三十二条」に改め、同条を第二百三十九条とする。

第六十九条第一号中「第九条第一項若しくは第五項又は第十条第一項」を「第十条第一項又は第六十七条」に改め、同条第二号中「第五十一条」を「第五十条の七」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第一百七十条又は第一百七十一条の規定に違反したとき。

第六十九条を第二百三十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二百三十八条 第五十条の四（第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する証券取引法第四十一条の規定による報告書の交付をせず、又は虚偽の記載をした報告書の交付をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十八条中「第五十七条」の下に「（第五十条の四（第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第二百三十六条とする。

第六十七条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「第五十六条第一項」の下に「（第五十条の四（第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。」を加え、「同項」を「第五十六条



第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第二百三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二百三十五条 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした者は、

一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二百五十条の四（第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する証券取引法第四十二条の二第二項の規定に違反したとき。

二 第二百五十条の四において準用する証券取引法第四十二条の二第五項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したとき。

第六百六十六条第一号中「、第二号又は第六号」を「又は第四号」に改め、同条第二号中「第五百五十八条第一項」を「第五百五十八条（第二百五十条の四（第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」に改め、同条を第二百三十三条とする。

第六百六十五条第一号中「第三条」を「第三条第一項又は第十一条第一項」に、「、同条の登録を受けな

いで特定資産」を「届出をしないで資産」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 第七条第二項（第十一条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に違反

して第七条第二項に規定する書類を提出しないで資産対応証券を発行したとき。

三 第九条第一項の規定に違反して届出をしなかったとき。

第百六十五条第四号及び第五号を削り、同条第六号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 第百四十二条の二の規定に違反したとき。

第百六十五条第七号を同条第六号とし、同条に次の六号を加え、同条を第二百三十二条とする。

七 第百五十条の二の規定に違反して募集等に係る事務を行ったとき。

八 第百五十条の三第二項（第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して

届出をしないで募集等の取扱いを行ったとき。

九 第百五十条の四（第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する証券取

引法第四十二条の二第一項の規定に違反したとき。

十 第百六十四条第一項の規定に違反して届出をしないで特定目的信託契約を締結したとき又は虚偽の

届出をしたとき。

十一 第百六十六条第一項の規定に違反して届出をしなかったとき。

十二 第三条第二項（第十一条第五項において準用する場合を含む。）の届出書若しくは第三条第三項各号（第十一条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる書類、第七条第二項（第十一条第五項において準用する場合を含む。）の書類、第九条第二項（第一百六十六条第二項において準用する場合を含む。）の届出書若しくは同条第三項各号（第一百六十六条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる書類、第十一条第三項の書類又は第一百六十四条第二項各号に掲げる書類に虚偽の記載をして提出したとき。

第二百三十二条の前に次の編名を付する。

#### 第五編 罰則

第一百六十四条を第二百三十一条とし、第一百六十三条を第二百三十条とし、第一百六十二条を第二百二十九条とする。

第一百六十一条中「特定資産の流動化」を「資産の流動化」に改め、同条を第二百二十八条とし、同条の前に次の編名を付する。

#### 第四編 雑則

第六十条の次に次の一編を加える。

### 第三編 特定目的信託制度

#### 第一章 総則

(通則)

第六十一条 特定目的信託に関しては、この編に定めるもののほか、信託法、信託業法及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の定めるところによる。

(特定目的信託の受託者)

第六十二条 特定目的信託に係る信託契約（以下「特定目的信託契約」という。）は、信託会社等を受託者とするものでなければ締結してはならない。

(特定目的信託財産)

第六十三条 第五十一条（第四項を除く。）の規定は、特定目的信託の受託者となる信託会社等が原委託者（信託会社等と特定目的信託契約を締結する者をいう。以下この編において同じ。）から特定目的信託の信託財産として取得する資産及び受託信託会社等が当該特定目的信託の信託財産として取得し

、又は所有する資産について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 信託業法第四条の規定は、特定目的信託の受託者となる信託会社等が原委託者から特定目的信託の信託財産を取得する場合には、適用しない。

## 第二章 届出

### (届出)

第六十四条 信託会社等は、受託者として特定目的信託契約を締結するときは、あらかじめ、総理府令で定めるところにより、金融再生委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を行うときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 特定目的信託契約の契約書案
- 二 資産信託流動化計画
- 三 特定資産の管理及び処分に係る業務を他人に委託するときは、当該委託に係る契約の契約書案
- 四 その他総理府令で定める書類

### (資産信託流動化計画)

第六十五条 資産信託流動化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定目的信託契約の期間及び特定目的信託契約の期間に関する事項として総理府令で定める事項
  - 二 特定資産の内容及び価額その他の特定資産に関する事項として総理府令で定める事項
  - 三 受益権に関する次に掲げる事項
    - イ 信託期間中の金銭の分配の方法に関する事項として総理府令で定める事項
    - ロ 特定資産に対する持分（以下「元本持分」という。）を有する種類の受益権であつて種類の異なるものを定める場合には、各受益権の種類ごとの元本持分、元本持分を有しない種類の受益権を定める場合にあっては、特定目的信託契約の期間中における特定資産の管理又は処分により得られる利益に対する持分（以下「利益持分」という。）
  - 四 その他総理府令で定める事項
- 四 特定資産の管理及び処分に係る方法その他の特定資産の管理及び処分に係る事項として総理府令で定める事項

五 特定目的信託の信託事務を処理するために受託信託会社等が行う資金の借入れ又は費用の負担に関

する事項として総理府令で定める事項

六 その他総理府令で定める事項

2 前項第一号の特定目的信託契約の期間は、政令で定める特定資産の区分に応じ、その管理及び処分に  
関する合理的な計画の策定可能な期間として政令で定める期間を超えてはならない。

（資産信託流動化計画の変更に係る届出）

第百六十六条 受託信託会社等は、資産信託流動化計画を変更したときは、遅滞なく、金融再生委員会に  
届け出なければならない。

2 第九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出（次条において「変更届出」という。）に  
ついて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定目的信託終了の届出）

第百六十七条 受託信託会社等は、資産信託流動化計画に従って特定目的信託に係る債務の履行を完了し  
たときは、その日から三十日以内に、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

### 第三章 特定目的信託

## 第一節 特定目的信託契約

### (特定目的信託契約)

第六十八條 特定目的信託契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 特定目的信託である旨
- 二 資産信託流動化計画
- 三 原委託者の義務に関する事項
- 四 受託信託会社等に対する費用の償還及び損害の補償に関する事項
- 五 信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項
- 六 公告の方法
- 七 その他総理府令で定める事項

第六十九條 特定目的信託契約には、次に掲げる条件を付さなければならない。

- 一 特定資産の管理及び処分について受託信託会社等に対して指図を行うことができないこと。
- 二 政令で定める特定資産の管理及び処分については、政令で定める条件



三 原委託者は、その信託した特定資産に係る受益証券に関する有価証券届出書等に記載すべき重要な事項につき、受託信託会社等に告知しなければならないこと。

四 信託期間中の金銭の分配について、あらかじめ定められた金額（あらかじめ定められた金額が得られるものとして政令で定める方法により計算されるものを含む。）の分配を受ける種類の受益権を定める場合には、当該種類以外の種類の受益権を定めることその他政令で定める条件

（資金の借入れ及び費用の負担）

第一百七十条 受託信託会社等は、資金の借入れの限度額又は負担することができる費用（第八十六条、第八十七条（第九十二条において準用する場合を含む。）、第九十七条（第九十九条第五項において準用する場合であつて、あらかじめ特定目的信託契約の定めにより信託財産に関して負担するものとされたときを含む。）及び第二百十条第二項の規定により信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等が負担する費用を除く。）の総額が資産信託流動化計画において定められている場合その他受益証券の権利者の保護に反しない場合として総理府令で定める場合を除き、特定目的信託の信託事務を処理するための資金の借入れ又は費用の負担をしてはならない。

(金銭の運用方法)

第七十一条 特定目的信託の信託財産に属する金銭の運用方法に関しては、次の方法によらなければならない。

- 一 国債その他金融再生委員会の指定する有価証券の保有
- 二 その他総理府令で定める方法

第二節 受益権の譲渡等

(受益権の譲渡)

第七十二条 特定目的信託の受益権は、譲渡することができる。ただし、記名式の受益証券をもって表示される受益権については、特定目的信託契約において適格機関投資家（証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。）以外の者への譲渡を制限することを妨げない。

(受益証券)

第七十三条 特定目的信託の受益権は、受益証券をもって表示しなければならない。

2 特定目的信託の受益権の譲渡は、受益証券をもってしなければならない。

- 3 受益証券は、無記名式とする。ただし、受益証券の権利者の請求により記名式とすることができる。
- 4 記名式の受益証券は、受益証券の権利者の請求により無記名式とすることができる。ただし、特定目的信託契約に別段の定めをすることを妨げない。
- 5 受益証券は、その番号、発行の年月日及び次に掲げる事項を記載し、受託信託会社等の代表取締役がこれに署名しなければならない。
  - 一 特定目的信託の受益証券である旨
  - 二 原委託者及び受託信託会社等の氏名又は名称及び住所
  - 三 記名式の受益証券については、受益証券の権利者の氏名又は名称
  - 四 受益権の元本持分若しくは利益持分又は元本持分若しくは利益持分の計算に係る特定目的信託契約の定め
  - 五 前号以外の受益権の内容
  - 六 特定目的信託契約の期間
  - 七 受託信託会社等に対する費用の償還及び損害の補償に関する特定目的信託契約の定め

八 信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期

九 記名式の受益証券をもって表示される受益権については譲渡の制限があるときは、その旨及びその内容

十 権利の行使に関する特定目的信託契約の定め（代表権利者及び特定信託管理者に係る事項を含む。

）

十一 名義書換代理人又は登録機関を置くときは、その氏名又は名称及び住所

十二 その他総理府令で定める事項

6 受益証券を占有する者は、適法にこれを所持しているものと推定する。

（受益権の移転の対抗要件）

第七十四条 受益権の移転は、受益証券の取得者の氏名又は名称及び住所並びに受益証券の番号を権利者名簿に記載しなければ、受託信託会社等に対抗することができない。

2 記名式の受益証券をもって表示される受益権の移転は、受益証券の取得者の氏名又は名称を受益証券に記載しなければ、第三者（受託信託会社等を除く。）に対抗することができない。

3 商法第二百六条第二項及び第三項（名義書換代理人及び登録機関）の規定は、受益証券について準用する。この場合において、同条第二項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、「氏名及住所ヲ株主名簿」とあるのは「氏名又八名称及住所並ニ受益証券ノ番号ヲ権利者名簿」と、「前項ノ」とあるのは「権利者名簿」と、同条第三項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（権利者名簿の記載事項）

第七十五条 受託信託会社等は、権利者名簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 受益証券の権利者の氏名又は名称及び住所
- 二 各受益証券の権利者の有する受益権の種類及び元本持分又は利益持分
- 三 各受益証券の番号
- 四 各受益証券の取得の年月日

2 商法第二百二十四条から第二百二十四条ノ三まで（株主名簿の効力、所在不明の株主並びに株主名簿の閉鎖及び基準日）の規定は、受益証券の権利者について準用する。この場合において、同法第二百一

十四条第三項中「株式申込人、株式引受人、又八質権者」とあるのは「質権者」と、同法第二百二十四条ノ三第一項中「議決権ヲ行使シ又八配当ヲ受クベキ者其ノ他株主」とあるのは「受益証券ノ権利者」と、同条第四項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（委託者の地位の承継）

第一百七十六条 受益証券を取得する者は、その取得により、当該受益証券によって表示される受益権に係る元本持分の割合に応じて当該受益証券に係る特定目的信託契約の委託者の地位を承継するものとする。ただし、特定目的信託契約に基づく原委託者の義務については、特定目的信託契約に別段の定めがある場合には、この限りでない。

（受益証券の喪失）

第一百七十七条 受益証券は、公示催告の手續によって無効とすることができる。

- 2 受益証券を喪失した者は、除権判決を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。
- 3 受益証券を喪失した者が公示催告の申立てをしたときは、当該受益証券を喪失した者は、相当の担保

を供して、受託信託会社等に当該受益証券に係る債務を履行させることができる。

（受益権についての商法等の準用等）

第七百七十八条 商法第二百三条第二項及び第三項（株式の共有）、第二百七条（株式の質入れ）、第二百八条（質権の効力）、第二百九条第一項及び第二項（株式の登録質）並びに第二百二十六条ノ二（株券の不発行及び寄託制度）の規定は特定目的信託の受益権について、小切手法（昭和八年法律第五十七号）（第二十一条（善意取得）の規定は受益証券について、それぞれ準用する。この場合において、商法第二百八条中「分割、転換又八買取」とあるのは「分割又八買取」と、同法第二百九条第一項中「利益若ハ利息ノ配当、残余財産ノ分配」とあるのは「元本ノ償還、利益ノ配当」と、同法第二百二十六条ノ二第一項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、「既ニ発行セラレタル株券アルトキハ之ヲ」とあるのは「受益証券ヲ」と、小切手法第二十一条中「小切手が持参人払式」とあるのは「受益証券ガ無記名式」と、「裏書シ得ベキモノニシテ其ノ所持人ガ第十九条ノ規定ニ依リ権利ヲ証明スルトキ」とあるのは「記名式ノモノニシテ受益証券ニ其ノ所持人ノ氏名又ハ名称ノ記載アリタルトキ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項において準用する商法第二百二十六条ノ二第一項から第三項までの規定により受益証券を発行しない場合におけるこの法律の規定の適用については、当該受益証券に表示されるべき特定目的信託の受益権の権利者は、受益証券の権利者とみなすほか、第二百二十五条の規定の適用については、当該受益証券に表示されるべき特定目的信託の受益権は、受益証券とみなす。

### 第三節 受益証券の権利者の権利

#### 第一款 権利者集会

##### (権利者集会)

第七十九条 特定目的信託の受益者及び委託者の権利（特定目的信託契約により受託信託会社等が受益者に対して負担する債務の弁済を受領する権利を除く。）は、権利者集会のみが行使することができる。

2 前項の権利の行使は、その決議によらなければならない。

第八十条 権利者集会は、法令又は特定目的信託契約において権利者集会の議決を要する事項として定められたもののほか、決議をすることができない。

##### (招集権者)



第百八十一条 権利者集会は、受託信託会社等、代表権利者又は特定信託管理者が招集する。

2 権利者集会を招集するには、その会日の二週間前に、各受益証券の権利者（議決権を有する者に限る。）に対して、招集の通知を発しなければならない。

3 前項の通知には、会議の目的たる事項並びに各受益証券の権利者が有する議決権の数及び議決権の総数又は各受益証券の権利者が有する議決権の割合を記載しなければならない。

4 商法第三百二十条第三項及び第四項（少数社債権者による招集の請求）の規定は、権利者集会の招集について準用する。この場合において、同条第三項中「社債総額」とあるのは「総元本持分」と、「第一項ノ社債ヲ発行シタル会社又ハ社債管理会社」とあるのは「受託信託会社等、代表権利者又ハ特定信託管理者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（決議の方法）

第百八十二条 権利者集会の決議は、この法律又は特定目的信託契約に別段の定めがある場合を除き、総元本持分の二分の一を超える元本持分を有する受益証券の権利者が出席し、かつ、その議決権の過半数をもって行わなければならない。

2 権利者集会の特定の決議について議決権を行使することのできない受益証券の権利者が有する元本持分は、これを前項の受益証券の権利者の元本持分に算入しない。

3 第六十条の規定は、権利者集会の決議の方法について準用する。この場合において、同条第一項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、「有議決権事項に係る議案」とあるのは「議案」と、同条第二項中「第五十三条第一項」とあるのは「第八十一条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（議決権の数）

第八十三条 各受益証券の権利者は、その有する受益権の元本持分に応じて議決権を有する。

2 前項の規定にかかわらず、受託信託会社等は、その固有財産として有する受益権については、議決権を有しない。

3 第一項の規定は、特定目的信託契約に別段の定めをすることを妨げない。

（書面による議決権の行使）

第八十四条 権利者集会に出席しない受益証券の権利者は、書面によって議決権を行使することができる

る。

2 商法特例法第二十一条の三第二項から第六項まで（書面による議決権の行使）の規定は、前項の書面による議決権の行使について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の会社」とあるのは、「特定目的信託」と、同条第三項中「第一項の会社」とあるのは「権利者集会の招集者」と、同条第五項中「法務省令」とあるのは「総理府令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（決議の執行）

第八十五条 権利者集会の決議は、代表権利者又は特定信託管理者が定められているときは代表権利者又は特定信託管理者が、代表権利者及び特定信託管理者が定められていないときは権利者集会の決議により定められた者が執行する。

2 商法第三百九条ノ五（社債管理会社等の行為の方式）及び第三百三十一条（数人の代表者又は執行者のある場合の特則）の規定は、前項の権利者集会の決議により定められた者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（権利者集会の決議の執行者の報酬、費用、利息及び損害額の負担）

第八十六条 前条第一項の権利者集会の決議により定められた者に対して与えるべき報酬、その事務処理のために要する費用及びその支出の日以後における利息並びにその事務処理のために自己の過失なくして受けた損害の賠償額は、信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等の負担とする。

（費用の負担）

第八十七条 権利者集会に関する費用は、信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等の負担とする。

2 次条において準用する商法第三百二十五条の請求に関する費用は、信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等の負担とする。ただし、裁判所は、利害関係人の申立てにより、又は職権をもって、その全部又は一部について別に負担者を定めることができる。

（権利者集会に関する商法の準用）

第八十八条 商法第二百三十三条（招集地）、第二百三十七条ノ三（取締役等の説明義務）、第二百三十七條ノ四（総会の議長）、第二百三十九條第二項及び第三項（代理人による議決権行使）、第二百三

十九条ノ二（議決権の不統一行使）、第二百四十三条（延期及び続行の決議）、第三百二十三條（社債発行会社の代表者の出席）、第三百二十五條から第三百二十八條まで（決議の認可の請求、決議の不認可事由、決議の効力、決議の認可に関する公告）、第三百三十三條（代表者・執行者の解任）並びに第三百三十九條第二項から第四項まで（議事録）の規定は、権利者集会について準用する。この場合において、同法第二百三十三條中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、同法第二百三十七條ノ三中「取締役及監査役」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第二百三十七條ノ四第一項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、同法第二百三十九條第二項中「会社」とあるのは「権利者集会」と、同法第二百三十九條ノ二第一項中「会社」とあるのは「権利者集会ノ招集者」と、同条第二項中「会社」とあるのは「権利者集会」と、同法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「資産の流動化に関する法律第八十一条第二項」と、同法第三百二十三條及び第三百二十八條中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第三百三十三條中「代表者若ハ執行者」とあるのは「其ノ決議ニ依リ定メタル執行者」と、同法第三百三十九條第二項中「社債ヲ発行シタル会社ノ代表者及社債管理会社ノ代表者」とあるのは「受託信託会社等ノ代表者及代表権利者又ハ特定信託管理者」と、同

条第三項中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同条第四項中「社債管理会社及社債権者」とあるのは「代表権利者、特定信託管理者及各受益証券ノ権利者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（書面による決議）

第百八十九条 権利者集会の決議を行う場合において、あらかじめ特定目的信託契約に定めがあるとき、又は受益証券の権利者（議決権を有する者に限る。）の全員の同意があるときは、書面による決議を行うことができる。

2 書面による決議は、権利者集会の決議と同一の効力を有する。

3 第六十三条第二項、第四項及び第五項並びに権利者集会に関する規定（第百八十二条第三項及び第百八十四条を除く。）は、書面による決議を行う場合について準用する。この場合において、第六十三条第二項中「無議決権事項」とあるのは「決議の目的たる事項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（種類権利者集会）

- 第九十条 資産信託流動化計画において特定目的信託に係る受益権を内容の異なる数種の受益権に分割した場合において、権利者集会の決議（第二百八条第一項第一号の承諾の決議、第二百十二条第一項、第二百十三条第一項及び第二百五条第一項の決議並びに第二百十四条第一項の承認の決議に限る。）が、ある種類の受益権を表示する受益証券の権利者に損害を及ぼすおそれがあるときは、権利者集会の決議のほかに、当該種類の受益権に係る受益証券の権利者の集会（以下「種類権利者集会」という。）の承認（権利者集会の決議が損害を及ぼすおそれのある受益権の種類が二以上ある場合には、当該二以上の種類別に区分された受益権に係る受益証券の権利者を構成員とする各種類権利者集会の承認）を受けなければならない。
- 2 前項の規定による承認の決議は、各種類権利者集会ごとに当該種類権利者集会に係る受益権の元本持分の合計の二分の一を超える当該元本持分を有する受益証券の権利者が出席し、かつ、その議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 3 元本持分を有さない種類の受益権に係る受益証券の権利者のその種類権利者集会における承認の決議についての前項の規定の適用については、同項中「元本持分」とあるのは、「利益持分」とする。

（代表権利者等の出席）

第九十一条 代表権利者又は特定信託管理者は、種類権利者集会に出席し、又は書面をもって意見を述べることができる。

2 商法第三百二十二条第二項及び第三項（社債発行会社又は社債管理会社の代表者の出席）の規定は、種類権利者集会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項ノ社債ヲ発行シタル会社及社債管理会社」とあるのは「代表権利者又ハ特定信託管理者」と、同条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項中「各株主」とあるのは「代表権利者又ハ特定信託管理者」と読み替えるものとする。

（権利者集会に係る規定の準用）

第九十二条 第八十一条から第八十四条まで、第八十七条及び第八十八条の規定は、種類権利者集会について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二款 代表権利者等

（代表権利者の選任）



第百九十三条 権利者集会は、千分の一以上の元本持分を有する受益証券の権利者の中から、一人又は数人の代表権利者を選任し、受益証券の権利者のために特定目的信託の受益者及び委託者の権利（次に掲げる権利を除く。）の行使を委任することができる。

一 次に掲げる事項の決定をする権利

イ 受託信託会社等の責任の免除

ロ 特定目的信託契約の解除

ハ 特定目的信託契約の変更の承諾

ニ 特定目的信託の受託者の辞任の承認又は解任の請求

ホ 受託信託会社等の更迭又は特定目的信託契約終了の場合における信託財産に係る財産目録及び貸借対照表の承認

ヘ 代表権利者の選任及び解任並びに辞任の同意

二 その他特定目的信託契約に代表権利者に委任しない旨の定めのある権利

2 代表権利者が数人ある場合において、権利者集会において別段の定めを行わなかったときは、前項の